

生活習慣病管理料（Ⅱ）のお知らせ

令和 6 年度診療報酬改定により、厚生労働省の指針に従い令和 6 年 7 月より、
下記の対象疾患の方は生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定することとなりましたのでお知らせいたします。

《対象疾患》

- ・ 高血圧症
- ・ 糖尿病 （在宅自己注射指導管理料等を算定している方を除く）
- ・ 脂質異常症

《療養計画書》

患者様の個々に応じた目標設定や指導内容を記載した「療養計画書」を作成し、
より専門的かつ総合的な治療管理を実施させていただきます。
なお、初回の計画書にはご署名をいただきます。

《窓口負担》

自己負担額についても変更がございます。（330 円～1,000 円程度）
負担割合により異なりますので、詳細につきましては受付までお尋ねください。

《長期処方》

患者様の状態に応じ、医師判断のもと 28 日以上 of 長期の処方やリフィル処方を行うことがあります。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。